

療育相談・医療

1 療 育 相 談

在宅の重度心身障がい児の日常生活訓練や機能訓練の指導、療育の相談に応じるため、医師、心理判定員等がチームを組み、家庭訪問をします。

【相談の窓口】◆ 東部児童相談所（☎055-920-2086）

2 療 育 指 導

身体の機能に障がいのある児童若しくは機能障がいを来すおそれのある児童を早期に発見して適切な治療上の指導を行い、その障害の治療若しくは軽減を図るために診査又は相談に応じて必要な療育の指導をしています。

【相談の窓口】◆ 熱海健康福祉センター（☎82-9120）

3 重 度 障 害 者 (児) 医 療 費 助 成

(1) 重度医療受給資格者

- ・身体障害者手帳1、2級の方
- ・身体障害者手帳3級で内部障がいの方（内部障がいに係る医療費のみ対象）
- ・療育手帳A判定の方
- ・特別児童扶養手当1級の児童
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ 平成16年12月1日以降に資格を取得された、65歳以上の市町村民税課税世帯に属する方は通院に係る医療費のみ対象

(2) 助成対象医療費

- ・保険診療に係る医療費のみ対象となります。
 - ・自己負担額は、1か月1医療機関あたり500円（上限）、薬局は最終的な自己負担額なし
- ※ 医療機関及び薬局で一度ご負担いただき、自己負担額を差し引いた金額を助成します。
- ※ 入院時の食事療養費、室料差額、ベッド代及び文書料は対象外となります。
- ※ 保険から高額療養費、附加給付金の支給がある場合は、その支給額分も差し引きます。
- ※ 保険から高額介護合算療養費、外来年間合算療養費が支給された場合、助成金の一部を返納していただきます。

(3) 助成の方法

- ・ 静岡県内の医療機関で受診又は薬局で薬を処方された際に「重度障害者(児)医療費助成金受給者証」(黄色)を必ず提示してください。
- ・ 静岡県内の医療機関(一部除く)は、受給者証を提示すれば市役所への申請は必要ありません。
- ・ 静岡県外の医療機関で受診、薬局で薬を処方された際には市役所への申請が必要になります。
- ・ 保険診療に係るマッサージや、医療用補装具の給付を受けた際には、市役所への申請が必要になります。
- ・ 市役所への申請には、支払済の領収書(保険診療の内訳が書かれているもの)と印鑑が必要です。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533)

4 後期高齢者医療保険への加入

75歳以上の方は全員が後期高齢者医療保険に加入することとなります。

また、65歳以上75歳未満の方で下表に掲げる障がいのある方は、申請をし、認定を受けることで後期高齢者医療保険に加入することができます(加入を選択することができます。)

ただし、後期高齢者医療保険に加入した場合、**保険料や医療機関にかかる際の自己負担の割合が、現在加入の健康保険とは異なる場合があります。**現在加入の健康保険と後期高齢者医療保険の保険料等の違いを確認した上で選択してください。

(障害年金証書や手帳等下表の障害があることを証明するものと保険証をご用意ください。)

手帳等の種類	障害の程度	記載ページ
国民年金法等による障害年金	1・2級	26ページ
身体障害者手帳	1・2・3級 音声・言語機能障害による4級 下肢機能障害による4級の一部	4ページ
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	5ページ
療育手帳	A	5ページ

※ 後期高齢者医療保険に加入後、手帳の等級等が変更となり、後期高齢者医療保険に加入できる障害の程度ではなくなった場合(心臓機能障害により身体障害者手帳1級の手帳を持っていたが、再認定により4級に変更になった場合等)は後期高齢者医療保険から脱退することになりますので、伊東市役所保険年金課で脱退の手続きをしてください。

【相談の窓口】◆ 市役所 保険年金課 (☎32-1624)

5 ひとり親家庭等医療費助成制度の適用

20歳未満の児童を養育する母子家庭及び父子家庭等（配偶者が精神又は身体の障がいにより長期に渡って労働能力を失っている者を含む。）には、ひとり親家庭等医療費助成制度が適用され、保険診療分に限り親子等の医療費が助成されます。（他の助成制度が適用される場合は、そちらが優先となります。）

※ 審査要件 本人及び同居の扶養義務者全員の所得税が非課税であること。

※ 利用方法 ひとり親家庭等医療費助成制度受給者証（オレンジ色）の交付を受け、保険証とともにその受給者証を医療機関に提示してください。後日、保険診療額を口座へ振り込みます。

【相談の窓口】◆ 市役所 子育て支援課（☎32-1581）

6 精神障害者入院医療費の助成

精神の病気のため病院に入院している方に対して、その経済的負担を軽減し、療養を促進するために入院医療費を助成します。

*助成額（月額） 12,000円（限度額）

*利用できる方 次のいずれにも該当する方

- ・精神科の病院に3か月を超えて入院していること
- ・伊東市に住民登録があり、引き続き1年以上居住していること

*助成期間 入院した月から退院した月まで

*利用の方法 申請書に一部負担金等の証明を受け提出してください。

医療費は、申請した翌月以降に登録した口座に振り込まれます。

※他の医療費助成制度を利用している場合は、そちらが優先となります。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

※ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）については10ページをご覧ください。